

## 3・4 WTO

WTO (World Trade Organization: 世界貿易機関)はモノやサービスの貿易の自由化を図る多国間協定を実施するため、平成 7(1995)年に設立された国際機関である(本部:ジュネーブ)。

WTO が管轄している協定には、関税の引下げなどによってモノ(物品)の自由貿易を促進するための GATT(関税及び貿易に関する一般協定)やサービス産業における自由化を促進するための GATS(サービス貿易に関する一般協定)などが含まれており、海運は GATS 適用を目指す業種の一つとして自由化交渉が進められてきた。

しかしながら、平成 7(1995)年までのウルグアイラウンド(ラウンドは「多角的通商交渉」の意)やその後平成 8(1996)年まで続けられた継続交渉(NGMTS)にもかかわらず、自国海運の自由化に消極的な米国が最後まで自由化約束の提出を拒み続け、更には交渉の打ち切りを強く主張したため、海運自由化交渉は次期ラウンドまで先送りになっていた。このため、海運はサービス産業の中でこれまで唯一自由化に関する合意が成立しておらず、GATS の対象外業種となり、最恵国待遇の適用も停止されている。

外航海運業は、かねてより海運自由の原則の下で世界的に自由化が進展している分野ではあるが、一層の自由化が望まれる国々も依然として存在している。当協会としては、外航海運が世界貿易の持続的発展を支援していく上でも、最恵国待遇や内国民待遇などの GATS 諸原則が早期に外航海運分野に適用され、公正な市場開放が多角的枠組みの下で保証されていくことが重要であると考えている。

### 3・4・1 ドーハ・ラウンドの最近の動き

#### (1) ドーハ・ラウンドの全体の動き

平成 13(2001)年 11 月のドーハ閣僚会議で交渉が開始された世界貿易機関(WTO)新ラウンド(ドーハ開発アジェンダ:DDA)は8交渉分野(注1)での「一括受諾(シングル・アンダーテイク)」を目指しているが、DDA は多数の交渉分野を抱え、米国と新興国が対立していることなどにより、交渉全体としては膠着状態が続いていた。そのため、部分合意や先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を模索することで合意され、平成 25(2013)年 12 月にインドネシア・バリで開催された第 9 回 WTO 閣僚会議において、「バリ・パッケージ」(注 2)の妥結に至った。その後、平成 26(2014)年 11 月 27 日にジュネーブで開催された WTO 一般理事会特別会合において、貿易円滑化に関する協定を WTO 協定の一部とするための議定書(WTO 協定改正議定書)が採択され、関税手続きの透明化・迅速化等を通じて貿易の促進に向けた効果が期待されることとなり、わが国としては、同協定の発効・実施に向け対応が続けられることとなった。

注 1: 農業, 鉱工業品, サービス, ルール, 貿易円滑化, 開発, 環境及び知的財産権の8分野。

注 2: 「バリ・パッケージ」による部分合意の内容は以下の通り。

#### 1 貿易円滑化

税関手続きの迅速化, 貿易規制の透明性向上等

## 2 農業

- (1) 関税割当(輸入枠)の運用にかかる透明性向上と未消化分の運用改善
- (2) 途上国政府が食糧を貧困層に提供する際の食糧の調達に伴う補助金規制の緩和
- (3) 輸出補助金の抑制

## 3 開発

- (1) WTO 協定にある途上国配慮条項に関するモニタリング・メカニズムの立ち上げ
- (2) 後発開発途上国(LDC)に対する優遇措置の具体化

### (2) サービス自由化交渉の動き

現在のサービス貿易自由化交渉は平成 12(2000)年 1 月に開始され、平成 13(2001)年 11 月よりドーハ・ラウンドの一分野として交渉が行なわれており、海運を含むサービスの自由化約束は、一括受諾の一部として、農業分野や非農産品市場アクセス(NAMA: Non-Agricultural Market Access)とともに約束・バインドされることになっている。同自由化交渉は、リクエスト(自由化要求)・オファー(自由化約束)方式(注 3)により進められ、平成 12(2000)年の交渉開始より、二国間協議を通じてリクエスト・オファー交渉が行われてきたが、平成 17(2005)年の香港閣僚宣言に従い、リクエストする側もされる側も複数国となる複数国間合意交渉が行なわれている。また、平成 23(2011)年末の第 8 回 WTO 閣僚会議以降、WTO に加盟する有志国・地域により、サービス貿易の一層の自由化に向けた新サービス貿易協定(TiSA: Trade in Services Agreement(注 4))策定のための議論が続けられており、海運分野についても、協定合意に向けた取り組みが行われている。

注 3: リクエスト・オファー方式

WTO サービス交渉においては、各国が相互に自由化の要求を行い(リクエスト)、各国は要求に応じることが可能な案件を提示し(オファー)、最終的に最恵国待遇原則の下、二国間の合意内容が全加盟国に適用される方式(リクエスト・オファー方式)を採用している。

注 4: 新サービス貿易協定交渉参加国・地域(平成 28(2016)年 3 月現在)

日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モリシャス(合計 23 カ国・地域(EU 各国を含めると 50 カ国))

### 3.4.2 WTO 加盟状況

平成 27(2015)年 4 月現在、WTO 加盟国数は 161 カ国・地域(アジア地域からは 23 カ国・地域)、加盟交渉中の国は 22 カ国となっている(注 5)。

注 5: 外務省 HP(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/data/kamei.html>)より引用